

令和6年度 市税改正のあらまし

令和6年度地方税法等の一部改正に伴う、市税に関する主な内容をお知らせします。

個人住民税

○「防災・減災のための個人住民税均等割の税率の引き上げ」が令和5年度で終了

東日本大震災を踏まえ、防災・減災のための費用の財源を確保するため、平成26年度から個人住民税均等割の税率が、年額1,000円引き上げられていた臨時的措置が、令和5年度で終了しました。

森林環境税(国税)が令和6年度から開始

国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止などのため、森林整備などの財源を安定確保する観点から、令和6年度から年額1,000円が個人住民税と併せて課税されます。

実質的な負担額は変わりません

○定額減税について

本人、控除対象配偶者や扶養親族(国外居住者を除く)1人につき、所得割額から1万円を減税します。

【対象】合計所得金額が1,805万円以下

【実施方法】

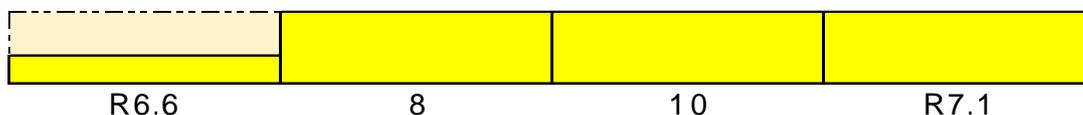
給与所得での特別徴収

令和6年6月分は徴収せず、定額減税の額を控除した後の税額を令和6年7月分から令和7年5月分の11回に分けて徴収します。



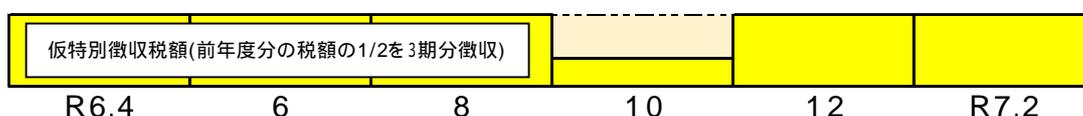
普通徴収(事業所得者等)

第1期(令和6年6月)分の税額から控除し、控除しきれない場合は第2期(令和6年8月)分以降の税額から順次控除します。



公的年金などの所得での特別徴収

令和6年10月分の特別徴収税額から控除し、控除しきれない場合は令和6年12月分以降の税額から順次控除します。



所得税(国税)の定額減税の問い合わせ

定額減税制度での給与の源泉徴収などの一般的な質問、相談

給与支払者向け所得税定額減税コールセンター 0570-02-4562

(土・日曜日、祝日等を除く9時~17時)

上記以外の所得税に関するお問い合わせ

相模原税務署 042-756-8211